維持管理誓約書(浄水器等)

今般、富田林市	に計画してい
る給水装置に当方の責任において浄水器等を設置しますので、	下記事項を遵守
することを誓約いたします。	

記

- 1. 水道事業者の水質基準への適合(水道法)の責任区分は浄水器等の一次側までになることを理解し、浄水器等以降の水質の管理については、当方の責任において適切に行い一切異議を申しません。
- 2. 浄水器等以降の水質に異常が生じ、健康に被害があった場合においても、 一切異議を申しません。
- 3. 浄水器等の一次側に逆流防止装置を設置いたします(浄水器等に逆流防止機能がない場合)。
- 4. 浄水器等の一次側に非常栓を一栓以上設置いたします。また、非常栓による、市の水質検査に協力いたします。
- 5. 製造メーカーの取扱い説明を十分に理解し、常に適切な管理を行います。
- 6. 給水装置を第三者に譲渡する場合は、当該譲受人の責任において処理し、 御市に迷惑をかけない旨誓約させます。

申請者

住 所

氏 名

※本人(代表者)が署名しない場

合は、記名押印してください。